令和８年４月定例総会

令和８年４月10日開催

議　事　録

土佐清水市　農業委員会

令和８年度　第１回土佐清水市農業委員会議事録

1. 開催日時　令和８年４月10日（金）　午後３時00分～午後４時00分
2. 開催場所　土佐清水市役所　　２階　　第１会議室
3. 出席委員（13人）

農業委員
１番　上野　貴生
２番　野老山　卓男
３番　酒井　りつ子
４番　池田　克彦
５番　岡﨑　直正

推進委員
１番　安田　泰平
２番　弘田　好希
３番　田邊　昌一
４番　上野　清吉
５番　坂本　直幸
６番　金谷　里美
７番　今吉　次雄
８番　弘田　香

欠席委員（0人）

①　議案第１号　　非農地証明の審議について

事務局長兼農林水産課長	中尾　吉宏
農林水産課長補佐	森岡　広繁
教育センター　所長	吉本　卓
農業委員会事務局	田邊　元寛

議長
（上野会長）

今回、総会に先立ちまして市職員の異動がありましたので、自己紹介をお願いしたいと思います。それでは私から時計回りに各委員さんが自己紹介をした後最後に職員の自己紹介をお願いします。

議長
（上野会長）

それでは、ただ今から土佐清水市農業委員会、4月定例総会を開会致します。

この際、本日の遅刻・欠席者につきまして、報告致します。

本日は遅刻・欠席ともにありません。

それでは議事に移ります。本日の議題は、

議案第1号　非農地証明の審議について

の審議をお願い致します。

なお、本日の議事録署名委員として

4番　池田　委員

5番　岡崎　委員　の2名を指名いたします。

議長
（上野会長）

それでは議事に移ります。発言の際には挙手のうえ、指名を受けてから発言をお願いします。

まず、

議案第１号　非農地証明の審議について

をおこないますが、本日は１件の審議となっています。

議案第１号　非農地証明の審議について

担当者より説明を求めます。

事務局
吉本補佐

議案第１号　非農地証明の審議について、説明いたします。

議案書の１ページから説明します。

申請者の住所氏名は記載のとおりです。

申請地は

大岐下港山 2830-29　　地目　畑　336 ㎡

大岐下港山 2830-31　　地目　畑　115 ㎡

場所については、２ページから３ページを確認お願いします。

旧幡陽小学校から国道３２１号を北に５００ｍほど進んだ

右側になります。

位置図②を見てもらえればわかると思いますが、

現地は地籍調査が入っています。

申請理由につきましては１ページにあるとおりです。

申請地は、相続により権利取得した土地で

長期間にわたり耕作放棄されて農地としての原状回復は困難である。

とのことですが、現地を確認しましたが 2830-31 の一部の土地を

除き、草刈り等の手入れはされており、

土地も鍬（くわ）で耕せるほど柔らかく、物がおかれていますが

農地としての原状回復が困難とはいいがたく

非農地として承認するのは無理があると考えられます。

現況は４ページから５ページの写真を確認お願いします。

以上の申請を２月２４日に受付を行い、関係書類を確認しております。

Check	確認書類
●	土地登記謄本【法務局】
●	公図の写し（近隣の地目、所有者を記入したもの）【税務課（記入】
●	付近の見取り図【状況により農業委員会で準備】
●	その他必要な書類（委任状）
●	現況写真（場合によっては立会必要）【農業委員会】

現地確認（３月１３日）は今吉委員にお願いしました。審議のほど、

よろしくお願いいたします。

議長 （上野会長）	ただ今の説明に関して、地区担当委員より補足説明があればお願いします。
今吉委員	事務局と現場確認に行って来ました。 内容は今、事務局が話したとうりです。申請地は、私のハウスに行く途中にある土地で毎日見ています。この土地は毎年草刈りもちゃんとしています。現状は大きな木とかもありません。 すぐにでも耕うん機で耕せば使える状態です。 ご審議のほどよろしくお願いします。
議長 （上野会長）	以上で、議案についての説明が終わりました。 本件について、質疑、意見のある方は挙手をお願いします。
野老山委員	申請者は何で非農地にしたいのですか？ 詳細までは聞いていません。
事務局	
安田委員	現状写真を見るかぎり使えるように思います。 農地として置いとくとすると、耕して生産して、そこを使う人がいると言うことが前提条件としてあるかと思ってます。 ただもう使うかと言うと使いにくいのかとも思います。

議長 （上野会長）	出来るか、出来ないだけで、それをいち事例として承認してしまえば 出来ないと言う理由が先にたってしまうので、そう 言う所も審議の判断として理解していただきたい。 私も現地を確認していますが、申請地は農地として使えると思いま す。 理由がはっきりしない事と、非農地にしないといけない定義が、わか らない。出来る、出来ないの感情だけではだめだと思います。 補助整備した所でも荒れよう時代やしいいと思います。
野老山委員	
岡崎委員	安田委員が言っていましたが非農地の判断基準に該当しないけど、 本人が耕作出来ないとか、これからいろんな案件が出てきますね。
議長 上野会長	申請者は耕作が出来る方ですか？ もう今は自宅で療養中で出来ません。
今吉委員	
議長 上野会長	現状、出来る人が出来ない。出来ない人が出来ない、と言う事も 判断材料に加えてもらえたらと思います。

安田委員

農地の復旧が出来ないと言うのが、理由としてあげられると思うのですが、復旧と言うのがどこまでの意味を持っているのかが、判断材料になると思います。

先ほど今吉さんが言われたように、持ち主が将来にわたって復旧の見込みがないと言われたら言える可能性がある。

他の人達に耕作してもらえるかと言われると、作りたい人がいるかどうかも現状わからない。復旧と言う意味合いはどこまでを超えればいいのか、わからない。将来を見据えると難しい、現状を見ると復旧は出来そう。ここをどうとらえるかだと思います。

議長
上野会長

他にありませんか？

現状を見ると耕作出来ると思います。

上野委員

申請理由として、現状回復が困難かと言われたら困難じゃない。

坂本委員

なので申請理由がちがうと思う。

議長
上野会長

他にありませんか？

池田委員	非農地判断基準として、この三つに当てはまらないといけないのでしょうか？
事務局 吉本	はい、その基準に基づいて判断お願いします。
池田委員	草は誰が刈っているのですか？
今吉委員	申請者の方が人を雇って草刈りをしています。
議長 （上野会長）	他にありませんか。
事務局 吉本	先ほどから転用の話が出ていますが、この農地を転用されるのであれば、農地法４条・５条申請で転用するのが正式な申請になるとおもいます。
酒井委員	法務局が現場確認して非農地ではないと判断される場合もあるのですか？判断が難しい。
議長 （上野会長）	すごく難しい判断だと思います。 他にありませんか？ ないようですので、これより採決に移ります。 議案第１号　非農地証明の審議について

非農地として承認することが適切でないと考えられる委員は挙手をお願いします。

挙手全員であります。

よって本件は非農地として承認しないものとします。

議長
（上野会長）

その他として事務局から説明事項があります。

事務局吉本

報告事項①

「令和８年度最適化活動の目標の設定等」について、説明いたします。

本来であれば３月の定例総会で諮る内容でしたが資料作成が遅れたため、

事前に提出期限である４月３日までに農業会議に提出したことから、

事後の報告となります。

Ｉ「農業委員会の状況」の１農業委員会の現在の体制は

令和７年度と同じ内容です

２農家・農地等の概要については経営体数のみ農業係に確認し

数値を変更しました。

認定農業者が４２人から３７人に、

基本構想水準到達者が２０人から１０人になっております。

次のページをお願いします。

Ⅱ　最適化活動の目標　１最適化活動の成果目標

（１）農地の集積についての①現状及び課題について

変更点は「これまでの集積面積（Ｂ)」が１７０ha から１７３．６ha

となり、それにより集積率が３５．３％から３４．６％と

増加しております。

②目標については今年度の新規集積面積が３ha から２０ha に

目標を大幅修正しました。

これは、農事組合法人三崎が１２ha、

農事組合法人ふぁー夢宗呂川が８ha 新規に利用権の設定が

見込まれるからになります。

（２）の遊休農地の解消については、

令和７年度と同様の数字になっています。

次のページをお願いします。

（３）新規参入の促進についてです。①現状及び課題について

令和７年度も新規参入者はいませんでした。

②目標については令和７年度に利用権設定の更新が多かったため、

平均が２．９ha から１５．８２ha に増加し

新規参入者への貸付等についても農地所有者の同意を得た上で

公表する農地面積も０．２９ha から４．２８ha に増加しています

つづきまして

２　最適化活動の活動目標

（１）推進委員等が最適化活動を行う日数目標です。

令和７年は６日／月でしたが令和８年は８日／月とさせて頂きました

これは昨年の月当たりの平均が７．４日だったことから小数点を

繰り上げしたものです。

（２）活動強化月間の設定目標は、令和７年度は１１月から１月にかけて

遊休農地の解消を取り組みにあげておりましたが、

令和８年度は５月から１２月にかけて農事組合法人２団体の農地の集積

について目標を設定しました

（３）新規参入相談会への参加目標については

令和７年度は１０月に大阪で新農業人フェアを１回、目標としましたが。

令和８年度は９月に東京、１０月に大阪と新農業人フェアを２回、

目標としました。

以上が令和８年度最適化活動の目標の設定等になります。

続きまして令和８年度農業者年金加入推進名簿についてです。

報告事項②　令和８年度農業者年金加入促進名簿について説明いたします。

今日お配りした資料の確認をお願いします。

農業委員会の活動の中には、農業者年金の加入促進活動も含まれています。

その為、毎年４月に農業者年金加入促進名簿を作成しております。

令和７年度は、新たな加入者はいませんでした。

今後、この名簿は、JA と年金基金に提出することになっておりますので、報告いたします。

議長
上野会長

本日の議案は以上となります。

次回の定例総会は、令和８年５月８日（金）午後３時から

会場は、土佐清水市役所第一会議室にて行います。